

第 11 回懇談会 (H29. 7. 25) の振り返り (各委員の発言から抜粋)

第 10 回懇談会 (H29. 7. 11) の振り返り

- ・修正なし

Ⅲ 公正と信頼の確保について

(1) 行政手続について

① 明示的な規定及び行政手続条例についての表記

- ・行政手続については、既に行政手続条例が別があり、市が行う処分、行政指導、届出、不利益処分について規定している。細かいことについてはそちらに任せることとして、武蔵野市が行政手続、そして行政指導の震源地であるということを踏まえ、自治基本条例には、条例で別に定めるという趣旨の包括的な規定を置くべきだ。

(2) 監査について

- ・他の自治体での規定の例も多くはなく、今特に監査について書かなければいけないことがあるとも思わない。
- ・書くのであれば、あまり細かくなく、総論的に規定してもいいのではないかと思う。
- ・自治基本条例は、市民にとっての市政参加の取扱説明書のようなものになるといいという思いがあるので、市民が行政手続に対して不服がある場合は監査請求ができることを盛り込んだ方がよい。
⇒ 監査請求は、手続・過程での苦情・不満がある場合の救済の手続であり、市民にとっては不可欠であり、重要なこと。

(3) オンブズパーソン・オンブズマンについて

- ・今現在武蔵野市にこの制度はなく、置くのであれば議会に置くべきである。(執行機関(行政)ではなく、対立構造にある議決機関(立法機関)に置く。)
- ・議会基本条例の検討の中では現在この件に関して議論できていないので、今後議論の対象にはしていかなければいけないと考えている。
- ・今回、自治基本条例の中に必ずオンブズマンを入れるというところまでの積極性はないと思う。

(4) 職員の報告について

- ・武蔵野市の場合は、職員の報告(公益通報)について、「武蔵野市職員等公益通報に関する要綱」に定めている。
⇒ 公益通報を行った職員等がいかなる不利益処分も受けないことが要綱に規定されていても、どのくらいの法的拘束性を持つのかということになる。このことを踏まえて、要綱ではなく、自治基本条例の中に職員の報告(公益通報)について明示的に規定すべきである。

注) 職員等…①地方公務員法上の一般職の職員、非常勤の職員、臨時職位

②財政援助出資団体の役員、従業員

③市から事務事業を受託し、または請け負った事業者の役員また従業員

④武蔵野市の公の施設の指定管理者の指定の手續に関する指定管理者を請け負っている団体の役員または従業員

- ・職員等に市から事務事業を受託し、請け負っている事業者、指定管理者である事業者など、民間企業の人まで、公益通報を促し、その保護をするのであれば、要綱ではなく条例にしなければならない。

⇒公益通報者保護法で「不利益取扱いの禁止」についてどのように規定しているかを調べた上で、このことを条例化するべきかその内容について改めて精査することとして、一旦ペンディングにする。

(5) 職員倫理について

- ・職員倫理というのは、「武蔵野市職員行動指針」に規定しているとおり、職員としての行動規範である。具体的な行動すべき基準というのが規範である。

⇒ 職員が職務を行うことについての具体的な行動規範・基準を明確にする。

- ・全体の奉仕者については、日本国憲法にも文言に規定されているので、敢えて、自治基本条例に規定しなくてもいいのかなと思う。むしろ、市町村の職員、基礎自治体の職員というのは非常に特殊なところがあって、災害時に市民の安全を確保するという任務を負っている。きれいごとではなく、災害が起こった途端にその仕事に張り付きっぱなしになるという、そういう働き方をする人なのだという、危機管理のときの任務の特殊性を書くべきではないか。

- ・法律のない事務は市町村の事務である。

例) 不発弾処理、地震・水害など自然災害の対応等

⇒ 全体の奉仕者という中途半端なものではなくて、もう少し具体的に、武蔵野市らしい表現で、最前線に立っているのは、市町村（武蔵野市）なのだということが表現として出てくるといい。

- ・市民の人たちが我々の生活にとって職員の存在が不可欠だという意識を持ったり、理解する職員像を打ち出してほしい。

(6) 政治倫理について

- ・議員の政治倫理については、議会基本条例の中で議論されている。このことを踏まえ、自治基本条例にも、市長の政治倫理に関する規定を明記することになるのではないかと思う。

- ・市長及び議員の政治倫理ということで一本化してもいいし、市長の倫理と議会議員の倫理というかたちで別箇に定めることになるかもしれない。

Ⅲ 公正と信頼の確保について

(1) 行政手続について

- ① 明示的な規定を行うかどうか。

- ア 行政手続について明示的に規定する。(5/11)
- イ 行政手続について明示的に規定しない。(6/11)

② 行政手続条例についての表記

- ア 包括的に行政手続に関する事項を規定する。(2/5)
- イ 行政手続条例を別に定めるとする。(3/5)

(2) 監査について

- ア 監査又は監査委員について明示的に規定する。(1/11)
 - イ 監査又は監査委員について明示的に規定しない。(10/11)
- ※ ただし、市民にとっての救済手続という面で「監査請求」については書いてもよいのではない
か。

(3) オンブズパーソン・オンブズマンについて

- ア オンブズパーソン・オンブズマンについて自治基本条例の中で明示的に規定する。(1/4)
- イ 自治基本条例の中で明示的に規定しない。(3/4)

(4) 職員の報告について

- ア 職員の報告（公益通報）について明示的に規定する。(3/11)
 - イ 職員の報告（公益通報）について明示的に規定しない。(8/11)
- ※ 法律の規定について調べた上でもう一度内容を精査するという事で、保留する。

(5) 職員倫理について

- ア 職員倫理（「全体の奉仕者」としての自覚や法令遵守）について明示的に規定する。(7/11)
 - イ 職員倫理（「全体の奉仕者」としての自覚や法令遵守）について明示的に規定しない。(4/11)
- ※ ただし、内容としては「全体の奉仕者」のような法律にも書かれているような内容ではなくて、
例えば危機管理の際の任務の特殊性等もっと具体的なものとするべきである。

(6) 政治倫理について

- ① 明示的な規定を行うかどうか。
 - ア 政治倫理について明示的に規定する。(1/11)
 - イ 政治倫理について明示的に規定しない。(10/11)
- ② 政治倫理の対象をどうするか。
 - ア 市長 (0/1)
 - イ 議員 (1/1)
 - ウ 市長及び議員

③ 「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」との関連性について明示的な規定を行うかどうか。

ア 明示的に規定する。(0/11)

イ 明示的に規定しない。(11/11)